

2024年12月2日

お客さま 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

のと共栄信用金庫

日頃はのと共栄信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手につきましては、2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では次のとおりの取り組みを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

開設停止日 2024年12月16日(月)

※ 事業性資金の決済口座を新たに希望される場合は、「普通預金」または「無利息型普通預金」をご利用ください。

※ 既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付停止

2024年12月16日(月)から該当の手形・小切手の代金取立ての受付を停止します。

3. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱い開始

2025年1月6日(月)より、当座預金からの払戻について、お取引店の窓口で当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しが可能となります。

なお、小切手による払戻しも従来通りご利用いただけます。

以上

<ご参考/代替サービスについて>

○手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として『でんさいサービス』のご利用をお勧めしております。

でんさいとは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

○小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、『のとしん法人インターネットバンキングサービス』のご利用をお勧めしております。

○ご不明な点等につきましては、窓口へお問い合わせください。